

特定非営利活動法人
野生動物救護獣医師協会 神奈川支部会則

(名 称)

第 1 条 本会は、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会神奈川支部（WRV神奈川支部）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を神奈川県川崎市の野生動物ボランティアセンター内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会（WRV）の趣旨に基づき、野生動物の救護に係わる活動を通じ、神奈川県における自然環境保全に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第 4 条 本会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 啓発事業（支部会報の発行、講習会等の開催）
- (2) 行政とのパートナーシップの推進。
- (3) 関係諸機関および他団体との連絡、提携。
- (4) 野生動物に係わる調査研究。
- (5) その他、この会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 WRV本部正会員及びボランティア会員であって、本会に参加を希望して入会した個人。
- (2) 支部会員 本会の目的に賛同して入会し、事業に協力できる正会員以外の個人。
- (3) 学生会員 本会の目的に賛同して入会した学生。
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。

(会 費)

第 6 条 会員は、別に定める支部会費（年会費）を納入する。

(役 員)

第 7 条 本会の役員は、支部長 1 名、副支部長 2 名以内、事務局長 1 名、監事数名とする。また必要に応じて、支部役員会に顧問、相談役を置くことができる。

- (1) 支部長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 事務局長 事務局の長として、各役員と協力して会務を運営する。

(4) 監事 会務および会計の執行を監査する。

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。支部役員会は必要に応じて開催する。また、支部役員会の判断のもとに、オブザーバーを参加させることができる。

(総 会)

第 8 条 本会の支部総会は、原則として毎年 1 回開催し、総会は支部長が召集する。支部総会は正会員をもって構成する。議事は出席した正会員の過半数によって決定する。

(経 費)

第 9 条 本会の経費は、支部会費、寄付金、補助金、その他の収入を充てる。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

(事 務 局)

第 11 条 本会に、事務を処理するため、事務局を設置する。必要に応じて職員を置くことができる。

(そ の 他)

第 12 条 この会則に定めていない事項については、WRV 本部会則に準じ、必要に応じて総会または支部役員会で定める。

附則 1 . 支部会費 (年会費) は、以下のとおりとする。

(1) 正会員 2,000 円

(2) 支部会員 2,000 円

(3) 学生会員 1,000 円

(4) 賛助会員 5,000 円 (1 口)

ただし、(1) 正会員はこれと別に、WRV 本部に WRV 正会員 (本部) は 8,000 円、WRV ボランティア会員 (本部) は 3,000 円を納入する。

2 . この会則は、平成 15 年 7 月 5 日より施行する。